

国民健康保険税

税額を減免する制度があります 失業などでお困りの方は相談を

失業や災害などの理由により前年に比べて大幅に年間の収入が減少することが見込まれ、国民健康保険税を納付することが困難である方を対象に、税額を減免する制度があります。

減免は、納税義務者による申請に基づいて町が財産状況などの調査を行い、納税が困難と認められる場合に決定となります。なお、減免の対象となる税額は、申請した日以後に納期が到来するものが対象です。詳しくは町税務会計課（5番窓口）にご相談ください。

なお、本年度の国民健康保険税の税額は、7月中旬に各世帯にお届けする納税通知書でお知らせします。

▽減免の種類

・所得減少による減免：納税義務者など（前年中の合計所得金額が600万円以下）の疾病や失業、事業不振などにより、本年の所得の見積額（雇用保険などにより給付される金額を含みます）が前年中の合計所得金額の50%以下に減少する場合に、所得割額を減

免します。

- ・生活困窮などによる減免：疾病や失業で、世帯の収入が基準生活費の1・3倍未満となる場合に所得割を減免します。
- ・災害による減免：震災や風水

◆所得減少による減免の割合

所得減少の割合	前年中の合計所得金額		
	300万円以下	300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 600万円以下
50%以上70%未満	70%	60%	50%
70%以上90%未満	90%	80%	70%
90%以上	100%	100%	100%

◆生活困窮などによる減免の割合

収入割合	減免率
基準生活費の1.1倍未満	80%
基準生活費の1.1倍以上 1.2倍未満	60%
基準生活費の1.2倍以上 1.3倍未満	40%

※基準生活費とは、生活保護法の保護基準で規定する必要最小限度の生活費で、世帯により異なります。

◆災害による減免の割合

損害の割合	前年中の合計所得金額		
	500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
30%以上50%未満	50%	25%	12.5%
50%以上	100%	50%	25%

害、火災などで納税義務者など（前年中の合計所得金額が1千万円以下）の所有する住宅・家財が30%以上の損害（保険などにより補てんされる金額を除く）を受けた場合に、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を減免します。

◆問い合わせ 町税務会計課 町民税担当（☎82-31111内線112）へどうぞ。

山田町緊急雇用創出事業

臨時職員2人を募集

町では、離職を余儀なくされた方に短期の雇用機会を提供する、山田町緊急雇用創出事業を実施します。

同事業により臨時職員を募集しますので、希望する方は期限までにお申し込みください。

▷業務内容 ごみの不法投棄パトロールや回収作業、ごみ分別の状況調査など

▷募集人数 2人

▷勤務場所 住民生活課

▷応募資格 町内に住所があり、普通自動車運転免許を持っている人

▷賃金月額 6,400円

▷任用期間 8月2日～来年1月31日

▷勤務時間 午前8時半～午後5時半

▷申込方法 町住民生活課または役場各支所に備え付けの履歴書に必要事項を記入し、宮古公共職業安定所（ハローワーク）の紹介状を添えて、町総務課に申込者本人が持参してください。

※市販の履歴書は使用できません。

▷申込期限 7月15日

▷面接予定日 7月23日

◆問い合わせ 町住民生活課環境衛生担当（☎82-3111内線127）へどうぞ。